

加瀬クリーンセンター等連絡調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 加瀬クリーンセンター及び加瀬水処理センター（以下「センター」という。）の付近住民にかかわる諸事項を協議するため、加瀬クリーンセンター等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(調整会議の構成)

第2条 調整会議は住民側委員及び市側委員をもって構成する。

- 2 住民側委員は25名以内として、住民組織の推せんにより調整会議が選任する。
- 3 市側委員は11名以内とし、別表に掲げる職の者を充てる。ただし、調整会議が必要と認める場合、関係する市職員を出席させることができる。
- 4 調整会議に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補充の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長の職務)

第4条 会長は調整会議を総理し、会議の議長になる。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(調整会議の開催)

第5条 調整会議は会長が招集する。

(調整会議欠席の届出)

第6条 調整会議に出席することができない委員は、あらかじめ会長にその旨を届け出なければならない。

(調整会議の所掌)

第7条 調整会議は、次の事項を協議し決定する。

(1) センターに関し、付近住民との連絡調整事項に関すること。

(2) センター建設に際し、付近住民から要望又は提案された事項に関すること。

(3) その他必要な事項

(事務局の設置)

第8条 調整会議の事務局は上下水道局サービス推進部サービス推進課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が調整会議に諮って決定する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

上下水道局下水道部担当部長（下水道施設担当）
上下水道局下水道部下水道管理課長
上下水道局下水道部下水道計画課長
上下水道局下水道部施設課長
上下水道局下水道部施設保全課長
上下水道局下水道部加瀬水処理センター所長
上下水道局サービス推進部サービス推進課長
環境局生活環境部収集計画課長
環境局施設部施設整備課長
環境局施設部処理計画課長
環境局施設部加瀬クリーンセンター所長